

令和5年度 宝塚市特定保健指導訪問指導等業務（特定保健指導）委託仕様書

1 目的

本市国民健康保険では、健診・医療情報を活用した効率的かつ効果的な保健事業を実施するための「宝塚市国民健康保険データヘルス計画（第2期）」を策定しており、その中で、特定健診（以下「健診」という。）及び特定保健指導の受診率等向上が大きな課題となっている。

本業務は、訪問による特定保健指導利用勧奨を行った対象者のうち、希望する者について保健指導を実施し、継続的な受診等行動につなげることで、生活習慣病の予防、医療費の適正化を図ることを主な目的とする。

2 基本方針

- (1) 本業務の実施にあたり、住民の個人情報を大量に取り扱うことから、情報の漏洩、滅失、毀損の防止等個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、個人情報の保護を最優先事項とすること。
- (2) 本業務の実施は、令和6年3月末までに完了すること。
- (3) 特定保健指導訪問指導は、安全・安心の観点から運転手1名、訪問指導専門員1名（管理栄養士又は保健師等有資格者）の2名で訪問すること。
- (4) 訪問者は、個人情報を取り扱うことから2名のうち1名は受託者の社員とし、訪問指導専門員の業務経歴書、身分証を市に提出し、市の公印を押印した身分証（写真入）を訪問時携帯すること。
- (5) 特定保健指導を実施するに当たっては「標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）」、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手続き（第3.2版）」に準拠するものとする。なお、改訂がある場合は、最新のものを適用する。
- (6) 受託者は、地方自治体の保健・医療・福祉業務に精通していること。
- (7) 本委託業務は国保委-13 宝塚市特定健診未受診者対策及び特定保健指導訪問指導等業務委託（以下、国保委-13）に付帯する業務とする。

3 特定保健指導訪問指導等業務（特定保健指導）

(1) 特定保健指導（初回面接）

ア 対象者

特定保健指導未利用者 250 人（令和4年度未利用者含む）のうち、国保委-11による受診勧奨を行い、特定保健指導を希望した者。

イ 訪問者

業務経験のある管理栄養士または保健師が行う。

ウ 内容（特定保健指導）

(ア) 特定保健指導

国保委-13による特定保健指導の利用勧奨により、希望者に特定保健指導（初回面接）を行い、生活状況の聞き取り、栄養・運動指導、改善目標の設定等を実施すること。

(イ) 報告・評価

- a 特定保健指導の実施結果は、訪問日から2日以内にメールで市担当者へ個人情報を含まないExcel形式で結果を報告すること。
- b 特定保健指導の利用勧奨・保健指導結果、訪問記録票は、電子データ化して性別、年代別に集計・分析のうえ報告書にまとめること。また、電子データ化された電話・訪問記録票は市から提供した対象者一覧表毎にまとめ市へ納品すること。納品する電話・訪問記録票は必ず暗号化して持参すること。
- c 訪問記録票は、事業完了後再度対象者全員のものを事業結果報告書とともに納品すること。納品する訪問記録票は必ず暗号化して持参すること。

エ その他

成果品には国保委-13により作成した訪問計画や訪問記録を活用すること。

(2) 特定保健指導 1.5 か月後継続支援、3 か月後行動計画実績評価

ア 対象者

- (ア) 令和4年度継続支援未完了者 85人
- (イ) (1) で特定保健指導（初回面接）を利用した者 250人

イ 内容

- (ア) 特定健診未受診者のデータ作成
 - 1.5 か月後継続支援、3 か月後評価未利用対象者のデータを作成すること。
- (イ) 電話または訪問での1.5 か月後継続支援、3 か月後評価
 - a 1.5 か月後継続支援、3 か月後評価の利用勧奨・指導対象者の住所から効率の良い電話または訪問が行えるよう訪問指導専門員別の訪問計画を作成すること。
 - b 業務については、(1)と同じ有資格者が業務を行うこと。
 - c 1.5 か月後継続支援、3 か月後評価の利用勧奨、生活習慣改善指導（現況の聞き取り、栄養・運動指導、改善目標の状況等）を実施すること。
 - d 電話または訪問は平日に実施し、時間帯は9時過ぎから17時頃までとすること。特別な事情がない限り、電話または訪問は必ず対象者本人に実施し、1回目が留守の場合、曜日、時間帯を変えてさらに2回以上電話または訪問し、電話または訪問での指導実績割合を50%以上の確保に努めること。
 - e 電話または訪問利用勧奨・指導結果を訪問記録票にまとめること。電話・訪問記録票、指導教材は事前に委託者と協議したものを使用すること。
- (ウ) 報告・評価
 - a 電話・指導結果は、電話・訪問日から2日以内にメールで市担当者へ個人情報を含まないExcel形式で結果を報告すること。

- b 電話または訪問指導結果、電話・訪問記録票を電子データ化して性別、年代別に集計・分析のうえ報告書にまとめること。また、電子データ化された電話・訪問記録票は市から提供した対象者一覧表毎にまとめ市へ納品すること。納品する電話・訪問記録票は必ず暗号化して持参すること。
- c 訪問記録票は、事業完了後再度対象者全員のものを事業結果報告書とともに納品すること。納品する訪問記録票は必ず暗号化して持参すること。

4 成果品について

(1) 随時納品

- ア 特定保健指導結果報告書（対象者名簿ごと）
- イ 1.5か月後継続支援、3か月後評価対象者結果報告書

(2) 成果品（紙・電子データ）

- ア 特定保健指導実績 1部
納期日は市との協議のうえ決定すること。

(3) 最終成果品（紙・電子データ）

- ア 特定保健指導結果報告書（対象者全員分） 1部
納期日 令和6年3月31日

5 業務予定スケジュール

令和5年5月下旬	契約締結 市よりデータ提供 事業対象者の抽出
6月	特定保健指導訪問指導等業務実施
令和6年3月31日まで	報告書提出

※ただし、社会環境により、業務の推進が困難な状況になった場合、協議の上、業務推進方法の変更、通知の時期や納期の変更及び業務の中止を行うことがある。

また、この場合、業務工程ごとに作業着手した段階での費用の発生とするため、本年度においては、次工程に移る段階で、その都度、報告することとする。

6 個人情報の取扱い、守秘義務等

別紙〔秘密保持等に関する特記仕様書〕により実施し、本契約が終了又は解除された後も同様とする。また、受託者及び本業務に従事する者は、誓約書に署名押印し、提出すること。

7 その他

- (1) 対象者に対する通知文及び宛名作成、郵送費用は提案金額に含めること。
- (2) 対象者の抽出について再委託を行う場合は、あらかじめ書面により明示し、市の承諾を得

ること。

- (3) 受託者は、「宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例」及び「宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱」に基づく誓約書を提出すること。
- (4) 業務の成果品及び成果品に係る一切の権利は、すべて市に帰属する。受託者は、市の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。
- (5) その他、この仕様書に記載ない事項は、市及び受託者間で協議の上、決定する。